

社会福祉法人高原町社会福祉協議会における特定個人情報等の適正管理に関する基本方針

令和2年3月3日制定

社会福祉法人高原町社会福祉協議会（以下「協議会」という。）は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づく個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保について組織として取り組むための本基本方針を定める。

1 特定個人情報等の保護に関する考え方

協議会では、番号法に定められた事務において特定個人情報等を取り扱う。

番号法においては、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、管理体制及び取扱規程等を整備し、従業員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に個人情報等を取り扱う。

2 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱うすべての事務において、次のとおり適正に取り扱う。

（1）法令遵守

以下に掲げる特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等を遵守する。

- 番号法
- 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- 特定個人情報等の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）

（2）安全管理措置

特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講じる。

（3）適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止

特定個人情報等は、番号法に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集、保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講じる。

（4）委託・再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき協議会自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

（5）継続的改善

特定個人情報等の保護に関する取扱規程及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。

附 則

この方針は、令和2年4月1日から施行する。